

別紙（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護保険施設）

1 個人番号利用事務について

介護保険事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等、地方公共団体等その他の者が、法令に基づき行う社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報 の検索、管理のために個人番号を利用する事務（以下「個人番号利用事務」という。）として定められました。

個人番号利用事務の実施のため、行政機関等及び地方公共団体等は、被保険者本人と被保険者本人と同一世帯に属する者に対し、個人番号の提供を求めることができることになりました。

そのため、さいたま市では、介護保険に係る各種申請書に個人番号欄を追加し、各申請の際に、申請者（被保険者本人）の個人番号を申請書に記入していただくことになりました。

2 個人番号欄が追加される（個人番号の記入が必要になる）申請書について

平成 28 年 1 月より個人番号欄が追加される介護保険に係る申請書は次表のとおりです。

	届書及び申請書名称
1	介護保険要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書兼区分変更申請書
2	介護保険サービスの種類指定変更申請書
3	介護保険資格取得・異動・喪失届
4	介護保険住所地特例適用・変更・終了届
5	介護保険被保険者証等交付・再交付申請書
6	介護保険料徴収猶予・減免申請書
7	介護保険料決定のための申告書
8	居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出書 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
9	介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書
10	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
11	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
12	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
13	介護保険基準収入額適用申請書
14	介護保険〔負担限度額〕認定申請書
15	介護保険〔負担限度額〕認定申請書（特例）
16	介護保険〔特定負担限度額・利用者負担額減額免除〕認定申請書 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

17	介護保険(特例)特定入所者介護(介護予防)サービス費支給申請書
18	介護保険利用者負担額減額・免除申請書
19	介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)に係る弁明書
20	介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)終了申請書
21	介護保険給付の一時差止に係る弁明書
22	介護保険給付の支払一時差止終了申請書
23	介護保険給付の一時差止に係る弁明書
24	介護保険給付の支払一時差止終了申請書
25	介護保険給付額減額に係る申出書
26	介護保険給付額減額記載消除申請書

3 指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設又は地域包括支援センターの職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が被保険者本人に代わって申請を行う場合

申請時に確認するもの	確認に必要なもの
(1) 代理権	申請者(被保険者本人)が作成 [※] した委任状
(2) 代理人の身元	代理人の身元確認資料
(3) 被保険者本人の個人番号	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人の個人番号カード(又は写し) ・被保険者本人の通知カード(又は写し) ・被保険者本人の個人番号が記載された住民票の写し ・被保険者本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書(又は写し) のいずれかひとつ

※ 被保険者本人の手が不自由などにより、委任状の作成・記入が困難である場合は、被保険者本人の同意を得て代理人が代筆する事は可能です。

(1) 代理権の確認について

代理権の確認は委任状で行います。

委任状には、代理人の氏名、生年月日、住所の記入及び代理人印の押印が必要です。

ケアマネジャー等が申請する場合は、代理人の住所に代えて、事業所の所在地及び名称を記入しても構いません。その場合は、代理人が事業所に属していることがわかる証明書(社員証など)の提示または委任状へ事業所印の押印が必要です。

委任状には、代理権を授与された内容を記入してください。

(例) 介護保険要介護認定申請について

代理権の授与が困難で委任状がない場合※ は、次のとおり取扱います。

代理権の授与が困難で委任状がない理由を聴取し、その理由が適正と判断でき、かつ、被保険者本人の介護保険被保険者証など、官公署等から被保険者本人に対し発行・発給された書類（原本）の提示により、申請を受付けいたします。

※「代理権の授与が困難で委任状がない場合」とは次のとおりです。

- ・被保険者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難である場合
- ・被保険者本人が認知症で判断能力が著しく低下している場合
- ・被保険者本人が重篤で意識不明である場合

(2) 代理人の身元確認について

代理人の身元確認は次表の身元確認資料により行います。

<p>ひとつでいいもの（官公署が発行した写真つきの書類）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、介護支援専門員証、身体障害者手帳などの官公署から発行された書類その他これらに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されたもの（氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの）</p>
<p>ふたつ以上必要なもの（官公庁等公共機関から発行された書類）</p> <p>公的医療保険の被保険者証等の官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類等</p> <p>（例）公的医療保険被保険者証、公的医療保険各種受給資格者証 など</p>

(3) 被保険者本人の個人番号確認について

個人番号の記入内容の確認は次のいずれかの書類等により行います。

- ・被保険者本人の個人番号カード（又は写し）
- ・被保険者本人の通知カード（又は写し）
- ・被保険者本人の個人番号が記載された住民票の写し
- ・被保険者本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書（又は写し）

申請書に個人番号の記入がない場合※ は、次のとおり取扱います。

個人番号が未記入である理由を聴取し、その理由が適正と判断できた場合は、個人番号が未記入であっても申請を受付けいたします。

なお、被保険者本人の個人番号確認書類は不要です。

※「個人番号の記入がない場合」とは次のとおりです。

- ・個人番号の記入を拒否した場合
- ・個人番号を記入することが困難な場合

4 被保険者本人の使者[※]として申請書等を提出する場合

被保険者本人等の意向により、個人番号を被保険者本人が記入した申請書等を、被保険者本人の使者としてケアマネジャー等が提出をする場合は、ケアマネジャー等が個人番号を見ることのないよう、申請書等を封筒に入れ、糊付けするなどの措置をし、提出してください。

なお、この場合、ケアマネジャー等は被保険者本人に代わって申請書等に個人番号を記入することはできません。

※ 被保険者本人は、自分の意思で行政手続の内容の確認等ができるが（＝代理権の授与は行わない）、身体の機能の低下等により、被保険者本人自身が、申請書等を行政機関等に提出することが困難で、ケアマネジャー等が代わりに提出する場合等を想定

5 その他

(1) 個人番号の取扱いにつきまして、ケアマネジャー等が次の行為を行うと法令違反になる場合がありますのでご注意ください。

- ・被保険者本人から委任を受けた権限の範囲を超えて個人番号を利用すること
- ・申請時等に視認した個人番号をケアマネジャー等が記録し、被保険者本人の情報管理を行うこと
- ・個人番号が記入された申請書等の写しをケアマネジャーが蓄積すること（申請書の写しを残す場合は、被保険者本人の同意を得て、かつ、個人番号が認識できないように措置（黒塗りするなど）するなどし、適切に管理してください）

(2) 申請時における申請書の不備に係る訂正は、訂正印が必要になるため、代理人の印鑑をご持参いただくことをお勧めします。